



港区新橋 5-15-5 国鉄労働組合中央本部 03-5403-1640 発行人 菊池忠志 編集責任者 瀧口良二 (組合員の購読料は組合費の中に含む)

月間 日誌

- 3・5 カルロス・ゴーン 日産自動車前会長が10億円で保釈、拘束108日間
3・8 公立福生病院で人工透析治療をしない腎臓病患者20人の死亡明らか
3・11 東日本大震災から8年、2533人が依然行方不明、避難者5万人超
3・15 ニュージーランドのイスラム教礼拝所で銃乱射テロにより50人が死亡
3・19 玉城デニー沖縄県知事が安倍首相と会談、辺野古新基地移設問題で一カ月程度の協議の場を要請
3・20 政府は月例経済報告で景判断を下修正
3・21 米大リーグマリナ1ズのイチローがプロ生活28年、現役引退を表明
3・25 政府は辺野古沿岸で新たな区域に土砂投入「民意無視」と沖縄は反発

2019春闘勝利

大幅賃上げで生活改善を 春闘を通じて組織拡大へ

3・5 国労中央総行動

国労本部は、2019年春闘での要求実現に向け、3月5日に「2019春闘勝利3・5国労中央総行動」を取り組んだ。午前中に、各政党・衆参国土交通委員及び北海道・四国・九州選出国会議員への要請行動、午後には東京都港区・交通ビルにて「JRの安全輸送と地域公共交通を守る2019春闘勝利 国労中央総決起集会」を開催し、全国から要求実現に向け春闘を闘い抜く決意が確認された。

各政党・衆参国土交通委員及び北海道・四国・九州選出国会議員要請行動

政要要請は2組に分かれて取り組まれた。1班は本部の菊池忠志委員長を班長に、本部の松川聡書記長、東日本本部の大沼元委員長、四国本部の立花浩二委員長、九州本部の千々岩隆二委員長、社民党・国民民主党・立憲民主党。2班は本部の佐々木隆一、副委員長を班長に、本部の星野高志業務部長、東海本部の長岡正之委員長、西日本本部の森田文一委員長



国労中央総決起集会で主催者挨拶する菊池委員長



決意表明する森田委員長



決意表明する立花委員長

長4名で、自由党・公明党・共産党への要請行動を取り組んだ。

衆参国土交通委員及び北海道・四国・九州選出国会議員への要請は、衆議院第2議員会館の会議室にて意思統一集会を開催した。本部の宮崎浩則組織部長が司会・進行を務め、佐藤裕樹総務財政部長の主催者挨拶、瀧口良二教宣部長の要請行動の説明・諸注意を短時間で、東日本・東海本部を中心とした要請団による要請行動に移った。

また、北海道選出国会議員へは北海道本部の伊藤正則委員長・菊池宏之書記長と東日本本部の伊藤隆夫書記長、四国・九州

選出国会議員へは四国本部の大江康昭書記長、九州本部の岩元孝信書記長、関西選出国会議員へは西日本本部の青木達夫書記長と東海本部が要請書を手渡した。中谷真一衆議院国土交通委員(自民党)に要請を行った東京地本組合員からは、「本人に直接JR北海道・四国・九州の経営・公共交通としてのあり方の話をしました。初めは立ち話だったが、お茶でもどろどろと事務所に通され、公共交通のあり方は今のJRでは良くない。私も山梨県出身なので、新宿で9時から会議がある時は、特急が走っていない時間なので非常に困る。公共交通のあり方を見直ししないと地方も困る。リニア新幹線は品川、名古屋間は数年後だけれど、名古屋〜大阪間が十数年後ではとっています」と報告されたなど、継続した要請行動が重要だと再認識させられた。

国労中央総決起集会

JRの安全輸送と地域公共交通を守る2019春闘勝利国労中央総決起集会は、開会・司会の挨拶を佐々木副委員長が行い、以降の進行を行った。主催者を代表して、本部の菊池委員長が、「来週の回答を求



大北副青年部長の団結カンパロ

め、限られた時間の中で要求獲得に向け、全組合員が奮闘して欲しい。本部はその先頭に立ち「闘う」と挨拶した。来賓激励挨拶では、交運労働の高松伸事務局長が、「交運労働は月例賃金にこだわり、所定内賃金で暮らせる賃金を求め、産業全体の底上げに努力する。働き方改革は評価できる面もあるが課題も多い。低賃金・長時間労働の改善、労働力不足の解決に向け、労使双方が知恵を絞った交渉を行う。春の地方自治体選挙、夏の参議院選挙で1強多弱に歯止めをかける」と。全労協の渡邊洋議長は、「労働組合が働き方を監視しなければならぬ。3月6日の『36の日』になったが、一般労働者は36条協定を理解していない。均等待遇を求め、非正規労働者への差別を許さない闘い。外国人労働者の問題では、一緒に良い国を作って行く。外国人労働者の奴隷並みの労働実態を変えて行くことは、私たち自身の闘いだ」と挨拶された。

告で景判断を下修正 3・21 米大リーグマリナ1ズのイチローがプロ生活28年、現役引退を表明
3・25 政府は辺野古沿岸で新たな区域に土砂投入「民意無視」と沖縄は反発

続いて、「働き方改革」とこれからの課題」と題して、国労弁護団常任幹事の福田護弁護士。「憲法改悪を許さない取り組みと平和を求める取り組み」と題して、平和フォーラムの勝島一博事務局長にそれぞれ講演を頂いた。

本部の松川書記長から、「2019春闘に向けた取り組みについて」として、「第189回拡大中央委員会で決定した9項目を要求の柱に、職場の闘い、地域春闘の構築、政策提言に努める。国労は安全・サービスを考える労働組合、安心して働ける職場に向けて闘う国労組合員の姿が組織拡大につながっていく」と提起され、これを受けて各エリア本部等からの決意表明が行われた。

北海道本部の伊藤委員長は、「9月の台風21号、北海道胆振東部地震等の災害への安全投資を行い、JR北海道は大幅な赤字を出した。会社は社員の努力を認識しつつも、社員に報いる姿勢にない。そんな中、年間で100名近くの若手社員が退職している。技術継承の問題も含め、賃金を引き上げて魅力ある会社にするためにも、19春闘で17年連続ベア・ゼロに歯止めをかけた」と。

東日本本部の大沼委員長は、「会社は過去最高益を出している。19春闘を全組合員参加とする為に、一人一要求を掲げ職場交渉を取り組み、団体交渉を支える力にしたい。労働組合の組

エリア・地本組織部長会議を開催

2月23日、本部は国労の喫緊の課題である組織強化・拡大に向けて「全国エリア・地方本部組織部長会議」を開催した。宮崎組織部長からこれまでの経過、復帰加入状況が報告され、組織の現状について確

定内賃金で暮らせる賃金を求め、産業全体の底上げに努力する。働き方改革は評価できる面もあるが課題も多い。低賃金・長時間労働の改善、労働力不足の解決に向け、労使双方が知恵を絞った交渉を行う。春の地方自治体選挙、夏の参議院選挙で1強多弱に歯止めをかける」と。全労協の渡邊洋議長は、「労働組合が働き方を監視しなければならぬ。3月6日の『36の日』になったが、一般労働者は36条協定を理解していない。均等待遇を求め、非正規労働者への差別を許さない闘い。外国人労働者の問題では、一緒に良い国を作って行く。外国人労働者の奴隷並みの労働実態を変えて行くことは、私たち自身の闘いだ」と挨拶された。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

最後に全国で大幅賃上げをはじめ、要求獲得に向け奮闘することを確認し、本部の大北副青年部長の団結がんばろうで集会を終えた。

組織率が3割と難しい春闘になるが、仲間作り、信頼作りから始めたい。東海本部の長岡委員長は、「大幅賃上げで底上げする事が日本経済には必要。客・貨一体の闘いを展開し、統一行動日には職場・地域で闘い、組織の強化・拡大につなげたい。」

西日本本部の森田委員長は、「自然災害での早期復旧は社員の努力。自然災害で会社の経営環境は厳しくなったが、内部留保1兆2千億円で12000円の賃上げの体力はある。職場・地域から取り組みを強化し、要求を闘いとする為にストライキを背景に闘い、組織拡大につなげていく。」

四国本部の立花委員長は、「台風で30億円、西日本豪雨で20億円の安全投資と災害による減収も重なり、会社は2期連続の赤字となった。17年連続ベア・ゼロの中、組合員からはベア獲得の声が上がっており、有額回答を求め闘う。」九州本部の千々岩委員長は、「3月11日に総決起集会を開催する。55歳以上の労働条件にこ

だわった交渉を進める。大会以降4名の拡大を勝ち取ったが、拡大に向けたキャンプ合宿など取り組み、さらなる拡大を目指していく。」

全国貨物協議会を代表して木村事務局長は、「自然災害を受けた中で厳しい状況だが、9割が生活改善を求めている。署名が生活改善を求めている。署名が生活改善を求めている。署名が生活改善を求めている。」

青年・女性・家族行動委員を代表して谷澤女性部長は、「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

「秋の消費税10%阻止の闘い。大幅賃上げ。パワハラ根絶など働き続けられる労働条件獲得。改憲策動を許さず、平和と安心して暮らせる社会をめざして職場地域で闘う」などの決意が述べられた。

ローカル線存続や安全対策などを要請

3・5国労中央総行動での政要請行動は、1班が社民党の吉川元衆議院議員と議員事務所。国民民主党は企業団体委員会の部長・副部長と党本部。立憲民主党は佐々木隆博衆議院議員、矢上雅義衆議院議員、森山浩行衆議院議員、野田国義衆議院議員ほかと衆議院第2議員会館面接室にて要請行動を取り組んだ。

2班は、自由党の日吉雄太衆議院議員と議員事務所。公明党本部では要請書の受取り。共産党は山添拓参議院議員と議員事務所にて要請行動を取り組んだ。

翌日の「しんぶん赤旗」では、「国労は日本共産党国会議員団に対し、ローカル線存続や安全対策などについて協力を要請しました。山添拓参議院議員が応対しました。国労は、JRの東

西、東海3社の内部留保があわせて7兆円を超える一方、北海道、四国などは厳しい状況にあると分割・民営化の問題を指摘。『ローカル線の維持を事業者や自治体任せにするのではなく、国が責任をもつてほしい』と強調しました。安全問題では、『肝心の技術継承や人員不足解消がおろそかになっている。業務を外注した会社で労災死亡事故が相次いでいる』と訴えました。山添氏は、JR北海道問題について『国は赤字路線の存廃をJR任せにする一方、採算の見通せない新幹線の延伸工事を進めており、新たな赤字で経営を圧迫しかねない』と指摘。都市路線の新設には巨額投資をしながら、ローカル線の災害復旧を支援しないなどの国の姿勢をただしていくと約束しました」と掲載された。



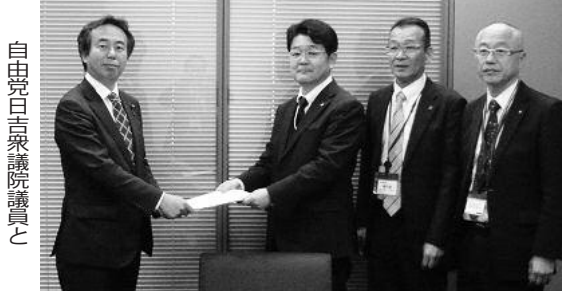
立憲民主党(佐々木隆博衆議院議員・矢上雅義衆議院議員・野田国義衆議院議員ほか)



社民党吉川幹事長と



共産党山添参議院議員と



自由党日吉衆議院議員と

講演 憲法改悪を許さない取り組みと平和を求める取り組み

平和フォーラム・勝島一博事務局長

2014年に武器に対する日本経済の常習性をとどめ、死の商人にはならない」とする日本のモラルの象徴であった武器輸出三原則の廃止により武器輸出を解禁。さらに、「安全保障技術研究推進制度」を利用した軍事研究を開始し、予算は2015年度の3億円から2017年度は110億円に拡大される。日本の国土の0.6%の沖繩に72%の米軍施設が集中し



安倍政権の7年間で繰り返されてきた民意を無視した強権政治と戦争できる国づくり

歴代内閣や憲法学者の大多数が違憲と断定し、80%の世論が「今決めるべきでない」と主張した「集団的自衛権行使」を2014年7月に閣議決定し、2015年に安全保障法制(戦争法)を強行成立させた。

戦後レジームからの脱却を訴え、東京裁判、太平洋戦争、従軍慰安婦、南京大虐殺、平和憲法成立過程などを検証し、日本の近代史の再解釈を狙う歴史修正主義。

朝鮮有事に備えた自衛隊と米軍の任務分担を定めた1997年の日米ガイドラインから、2015年に18年ぶりにガイドラインを改訂。日米軍事一体化と専守防衛の枠すら超えて拡大する防衛政策。

2016年7月の第24回参議院議員選挙は、自公政権を中心とした改憲勢力が非改選議席と合わせ3分の2を占める結果となる。翌日の記者会見で、安倍首相は「憲法審査会でどの条文をどう変えるべきか議論すべき」と述べる。

9月、日本政策研究センターが「3分の2」獲得後の改憲戦略を提唱する。その主張は、護憲派陣営への反転攻勢と改憲をさらに具体化していくために「改憲はまず加憲から」という思

2017年5月3日安倍首相は、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と改憲発言し、改憲項目に戦争放棄を定めた9条に自衛隊の存在を明記した条文を追加すること、高等教育の無償化を定めた条文の新設を掲げた。

10月22日衆議院選挙で「自衛隊の明記、教育の無償化・充実強化、緊急事態対応、参議院の合区解消など4項目を中心に議論を踏まえ初めての憲法改正を目指す」として、戦後初めて改憲問題が争点になり、自公で3分の

「辺野古新基地はいらない」とする2月24日の圧倒的な国民投票結果も無視した辺野古新基地建設。

時代は原発再稼働から廃炉の転換を図るというもの。

11月16日参議院で憲法審査会が再開。

11月17日衆議院で憲法審査会が再開、改憲に向けた議論がスタートする。

2017年5月3日安倍首相は、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と改憲発言し、改憲項目に戦争放棄を定めた9条に自衛隊の存在を明記した条文を追加すること、高等教育の無償化を定めた条文の新設を掲げた。

10月22日衆議院選挙で「自衛隊の明記、教育の無償化・充実強化、緊急事態対応、参議院の合区解消など4項目を中心に議論を踏まえ初めての憲法改正を目指す」として、戦後初めて改憲問題が争点になり、自公で3分の

2、改憲勢力が80%を占める。「2020年改憲」を狙うも、森友・加計学園問題などで、安倍政権が2018年の通常国会での改憲発議が出来ず。

2018年3月25日の自民党大会で改めて自衛隊明記への決意が語られるも改憲案は示されなかった。

4月18日記者会見で自民党藤勝信・元厚労相を総務会長に、下村博文・元文科相を憲法改正推進本部長に起用し、「憲法改正推進本部長に起用し、「憲法を排除する。また、麻生派が改憲の国民投票を来年夏の参議院選挙までに実施すること、47条を改「正」し、「地域的な一体性」を求めその解消を目指す。教育の充実についてクシヨーンが改憲発議をさせない取り組みをスタートした。300万署名運動、19日行動、憲法集会の開催など日本における護憲運動の中心となっている。

2015年12月に結成された「安保法制の廃止と立憲主義

2017年9月に有馬頼底、澤地久枝さんら19人が呼びかけ安倍9条改憲NO!全国市民アクションが改憲発議をさせない取り組みをスタートした。300万署名運動、19日行動、憲法集会の開催など日本における護憲運動の中心となっている。

2015年12月に結成された「安保法制の廃止と立憲主義

2017年9月に有馬頼底、澤地久枝さんら19人が呼びかけ安倍9条改憲NO!全国市民アクションが改憲発議をさせない取り組みをスタートした。300万署名運動、19日行動、憲法集会の開催など日本における護憲運動の中心となっている。

2015年12月に結成された「安保法制の廃止と立憲主義

2017年9月に有馬頼底、澤地久枝さんら19人が呼びかけ安倍9条改憲NO!全国市民アクションが改憲発議をさせない取り組みをスタートした。300万署名運動、19日行動、憲法集会の開催など日本における護憲運動の中心となっている。

2015年12月に結成された「安保法制の廃止と立憲主義

職場の問題点などの質問も出され、解決に向けて活発な学習会となった。

大北事務局長(青年部副部長)のまとめ、木村行動委員(青年部)の組織拡大報告を受け、黒澤副議長(家族会会長)の団結ガランパロ1で2日間の行動を終えた。

最後に、総行動に対し組合員の皆さんから17万2550円のカンパを頂きましたことに感謝し、お礼を申し上げます。

2017年9月に有馬頼底、澤地久枝さんら19人が呼びかけ安倍9条改憲NO!全国市民アクションが改憲発議をさせない取り組みをスタートした。300万署名運動、19日行動、憲法集会の開催など日本における護憲運動の中心となっている。

2015年12月に結成された「安保法制の廃止と立憲主義

2017年9月に有馬頼底、澤地久枝さんら19人が呼びかけ安倍9条改憲NO!全国市民アクションが改憲発議をさせない取り組みをスタートした。300万署名運動、19日行動、憲法集会の開催など日本における護憲運動の中心となっている。

2015年12月に結成された「安保法制の廃止と立憲主義

楽しく有意義な時間 国労青・女・家中央総行動

国労青年・女性・家族中央総行動が3月5日〜6日で開催された。

第1日目は、国労本部主催の2019春闘勝利国労中央総決起集会に参加し、青女家行動委員会を代表して、谷澤議長(女性部長)が決意表明を述べた。

集会後、会場をアワーズイン阪急に移し、参加者による全体交流会を開催した。交流では、「総決起集会でデモが無



青女家行動全体交流会参加者

職場の問題点などの質問も出され、解決に向けて活発な学習会となった。

大北事務局長(青年部副部長)のまとめ、木村行動委員(青年部)の組織拡大報告を受け、黒澤副議長(家族会会長)の団結ガランパロ1で2日間の行動を終えた。

最後に、総行動に対し組合員の皆さんから17万2550円のカンパを頂きましたことに感謝し、お礼を申し上げます。



福田護 弁護士

「働き方改革」とこれからの課題

2つの構造的問題——長時間労働と格差労働

(1) 長時間労働
相次ぐ過労自殺。2017年度労災認定は、精神障害506件・脳心臓疾患253件。

年間総実労働時間は、厚労省毎勤統計(2017年)で、日本は1721時間。先進国16カ国中4番目。ただし、日本は短時間労働者の比率が高く、実質は米・伊と同程度の2位。

(2) 正規・非正規の賃金等の格差
非正規労働者数(2018年労働力調査)は、雇用労働者562.8万人中の215.4万人(38.3%前年比1.1%増)。

賃金格差(国税局「平成29年分民間給与実態統計調査結果」)は平均給与で、正規49.4万円、非正規17.5万円(正規の35.4%)。

必要な改革とは何か↑「働き方改革」法でどうなったか

(1) 本来の労働時間規制のあり方
強制力のある実効的な労働時間の上限規制が必要で、変形労働時間制などの例外をできる限り許さない。

勤務間インターバル規制の導入や使用者に労働時間記録義務を課し、育児・介護をしながら働き続けられる職場環境の整備。

(2) 雇用形態間、男女間の均等待遇のための法規制
合理性のない処遇格差、不利

(5) 中小企業にも月60時間超

の時間外労働割増率50%を2023年4月から適用

(6) フレックスタイム制の清算期間の延長(労基法32条の3)

清算期間の上限を1か月から3か月に延長

(7) 年休の5日間取得付与義務(労基法39条7項)

使用者は、労働者が年間最低5日間は年休を取得するようにする義務。労働者の希望を聴いて取得時季を指定

(8) 勤務間インターバル制度導入の努力義務

事業主は、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の確保措置を講ずるように努めなければならない(労働時間等設定改善法2条)

(9) 使用者の労働時間把握義務(労働安全衛生法66条の8の3)

医師による面接指導の実施のため、労働者の労働時間の状況の把握義務

(10) 労働者・労働組合としての対応

高プロは強い反対にもかかわらず導入された。今後、その適用をできる限り阻止し、また厳格に適用を監視し、制度の危険性・必要性を明らかにしつつ、制度廃止に向けて取り組むべき。

「残業代ゼロ」だけでなく、全ての労働時間規制が適用除外される。実態は、「成果型賃金」というよりも、労働時間規制の撤廃で、現行法でも「時間ではなく成果で評価」する制度は可能であり行われている。

「成果」ができるまで、歯止めのない長時間労働が野放しになる危険があり、日本経団連の2005年6月21日付「ホワイトカラー・エグゼンプションに関する提言」は年収400万円を想定しており、対象労働者の緩和・拡大の恐れがある。

労使委員会が、どこまで規制の役割を果たせるかも疑問であり、労働界全体として高プロ制度廃止の取り組みが不可欠

同一労働同一賃金に関する処遇の改善

(1) パートタイマーと有期労働者について
これまでの「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パート労働法)を改正して、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パート有期労働法)とし、通常の労働者(正規労働者)との均衡待遇、均等待遇の規定を整備した。

① 均衡待遇について、労働契約法20条を削除して、パート有期労働法8条に一本化。

② 均等待遇(差別的取扱いの禁止)について(労働者派遣法の改正)
派遣先労働者との間の均衡待遇規定・均等待遇規定、裁判外紛争解決手続等を規定。

益取扱いの禁止。男女間の同一労働同一賃金の徹底。非正規雇用の入口規制。

「働き方改革」法による労働時間の規制について

(1) 時間外労働の限度時間の法定(労基法36条2・4項)

限度時間は、1ヵ月45時間。1年360時間以下が大原則。これまで告示による目安時間だったのを法律で規定した。施行日は2019年4月1日。中小企業は2020年4月1日。

(2) 特別条項の容認(労基法36条5項)

通常予見できない業務量の大幅な増加等による臨時の必要を認めた。上限は1ヵ月100時間未満(休日労働含む)、6ヵ月まで各月の平均80時間以下(休日労働含む)、1年720時間以下(休日労働含む)。

80時間は過労死ラインであり、休日労働を考慮すれば年間960時間も可能となる。

(3) 自動車運転の業務5年猶予(適用後も年間上限時間は960時間)など適用猶予・除外の業種有り。

(4) 時間外・休日労働についての厚労省指針(36協定)で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

時間外・休日労働は最小限にとどめる。通常予見できない臨時的な特別の事情がなければ限度時間は超えられないなど。

(5) 中小企業にも月60時間超

の時間外労働割増率50%を2023年4月から適用

(6) フレックスタイム制の清算期間の延長(労基法32条の3)

清算期間の上限を1か月から3か月に延長

(7) 年休の5日間取得付与義務(労基法39条7項)

使用者は、労働者が年間最低5日間は年休を取得するようにする義務。労働者の希望を聴いて取得時季を指定

(8) 勤務間インターバル制度導入の努力義務

事業主は、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の確保措置を講ずるように努めなければならない(労働時間等設定改善法2条)

(9) 使用者の労働時間把握義務(労働安全衛生法66条の8の3)

医師による面接指導の実施のため、労働者の労働時間の状況の把握義務

(10) 労働者・労働組合としての対応

高プロは強い反対にもかかわらず導入された。今後、その適用をできる限り阻止し、また厳格に適用を監視し、制度の危険性・必要性を明らかにしつつ、制度廃止に向けて取り組むべき。

「残業代ゼロ」だけでなく、全ての労働時間規制が適用除外される。実態は、「成果型賃金」というよりも、労働時間規制の撤廃で、現行法でも「時間ではなく成果で評価」する制度は可能であり行われている。

「成果」ができるまで、歯止めのない長時間労働が野放しになる危険があり、日本経団連の2005年6月21日付「ホワイトカラー・エグゼンプションに関する提言」は年収400万円を想定しており、対象労働者の緩和・拡大の恐れがある。

労使委員会が、どこまで規制の役割を果たせるかも疑問であり、労働界全体として高プロ制度廃止の取り組みが不可欠

同一労働同一賃金に関する処遇の改善

(1) パートタイマーと有期労働者について
これまでの「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パート労働法)を改正して、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パート有期労働法)とし、通常の労働者(正規労働者)との均衡待遇、均等待遇の規定を整備した。

① 均衡待遇について、労働契約法20条を削除して、パート有期労働法8条に一本化。

② 均等待遇(差別的取扱いの禁止)について(労働者派遣法の改正)
派遣先労働者との間の均衡待遇規定、裁判外紛争解決手続等を規定。

(3) 対象業務
「高度の専門的知識等を必要とし、労働時間と成果との関連性が通常高くない性質の業務」で省令で定める業務

金融商品の開発業務、金融商品のマーケティング業務、アナリスト業務、コンサルティング業務、研究開発業務等を想定している。



講演を聞く集会参加者

禁止)について(労働者派遣法の改正)
派遣先労働者との間の均衡待遇規定・均等待遇規定、裁判外紛争解決手続等を規定。

(3) 同一労働同一賃金ガイドライン(厚労省2018年12月28日告示430号)

「問題となる例」
正社員には業績への貢献に応じた賞与を支払い、非正社員には同一の貢献があるのに同一の賞与を支払わない。

「問題とならない例」
地方に転勤がある正社員には地域手当を支払い、現地採用は地域手当を支払わない。

④ 労働局等による裁判外紛争解決手続の整備(24・27条)

企業業務型裁量労働制の拡大の問題について
(1) 裁量労働制の法案からの削除とその後の動き
企画業務型裁量労働制の拡大については働き方改革関連法案から削除された(それを除いた法案が4月6日国会に提出され、6月29日参議院の強行採決で成立とされた)。

改めて2019年度以降に実態調査を実施し、2020年以降再び国会に提出される可能性が高い。

(2) 裁量労働制のみなし労働時間制
何時間働いても、一定時間働いたものとみなす制度
a 専門業務型裁量労働制(労働時間制)

北海道胆振東部地震

緊急カンパに感謝申し上げます

北海道本部は2月14日、「北海道胆振東部地震」に対する緊急カンパ総額471万円余を預かり、被災された被害者の大きかった三町のむかわ町、厚真町、安平町に義援金としてお渡しすることとし、その目録の贈呈をおこなってきた。

むかわ町では渋谷副町長にむかわ町・渋谷副町長(左)に義援金目録贈呈

厚真町・近藤副町長(右)に義援金目録贈呈

安平町・及川町長(右)に義援金目録贈呈

き家はこれを機会に解体したため、町並みが歯抜け状態になっており、街づくりの観点から苦勞していると話された。

厚真町では近藤副町長に対して救出に向かったなど、非常に生々しい話を伺った。安平町では及川町長に対応

して頂き、義援金目録(150万円)を贈呈した。

土砂崩れが発生した吉野地区の救出作業では、初動時は全国各地から応援へりでの救出作業、その後1週間は昼夜問わず埋まった道路の開削をして救出に向かったなど、非常に生々しい話を伺った。安平町では及川町長に対応

また、この地震による組合員の被害状況の調査を昨年から行い、1月末での最終調査結果をうけ、家屋・家財に損害をうけた組合員への見舞金(総額110万円)の手渡しを進めている。

最後に、「北海道胆振東部地震」に対する緊急カンパに協力頂いた、組合員・家族の皆さまに感謝申し上げます。

マーチ・イン・マーチ 2019

多民族・多文化共生社会を

このマーチ・イン・マーチは1993年から春闘を前に毎年開催されてきたが、外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管難民法の施行が迫る中、例年とは違った意味合いを持って開催された。

主催者を代表して、けんり春闘全国実行委員会の渡邊共同代表(全労協議長)が挨拶し、「外国人労働者の皆さんが日本で、生き生きと生きられる社会を皆で力を合わせて作って行こう。今日はそういう決意をする大切な1日だ」と訴えた。

その後、日本音楽協会東京都支部の歌を皮切りに、歌や踊り、アピールが参加団体から披露された。

NPO法人・移住者と連帯

移住者と連帯する全国ネットワーク、平和フォーラム、けんり春闘全国実行委員会などの団体が構成された実行委員会が、3月3日、東京都台東区の上野公園水上音楽堂にて、「JALに生きる」多民族・多文化共生社会「マーチ・イン・マーチ2019」を開催し、200名近くの労働者が結集した。



来賓挨拶する逢見連合会長代行

2019春季生活闘争勝利 3・6総決起集会

所定内労働で生計を営める賃金水準の確立を

交通労協、連合「交通・運輸」部門連絡会主催による「2019春季生活闘争勝利3・6総決起集会」が、3月6日、東京都田町交通ビルにて開催され、交通労協2019春季生活闘争方針が全体で確認された。

連合「交通・運輸」部門連絡会の木村敬一事務局長の開会挨拶のあと、難波淳介副議長(労働条件委員会委員長)を集会議長に選出し議事が進められた。

主催者を代表して、交通労協の住野敏彦議長が、「2019春季生活闘争では、所定内労働

で生計を営むことが可能な賃金水準を確立するための闘いを展開する。我が国の交通運輸産業労働者は、一部を除いてミニマム賃金水準に到達していないことを踏まえ、月例所定内賃金の向上に拘る取り組みを継続していく。賃上げの闘いの両輪として長時間労働を

是正するための働き方改革の取り組みも継続・強化していく」と挨拶した。

逢見直人連合会長代行の来賓挨拶のあと、第25回参議院議員選挙推薦候補者である、もりやたかし候補・岸まさこ候補が、立候補の決意を述べると共に支援を訴えた。

三役紹介後、高松伸幸事務局長が2019春闘および政策・制度要求の取り組み報告を行い、賃金関係では、①定期昇給相当分(一人平均基本給の

2%)を確保したうえで、2%程度を基準にした賃上げ。②「最低限確保すべき賃金水準」ミニマム賃金水準に基づき、賃金水準の絶対値にこだわる。③定期昇給制度の確立。

労働条件関係では、①慢性的な長時間労働の是正に向け、年間所定労働時間2000時間以下を目標として、(1)36協定は「月45時間、年360時間以内」を原則に締結。(2)「特別条項付き36協定」を締結する場合、休日労働を含め年720時間以内。(3)24時間につき原則として連続11時間の休息時間。②同一労働同一賃金の実現。③外国人労働者の自動車運転業務への安易な業種拡大には慎重な対応を求める。などとした交通労協2019春季生活闘争方針が全体で確認された。

また、2019春闘および政策・制度要求の取り組み報告を行い、賃金関係では、①定期昇給相当分(一人平均基本給の2%)を確保したうえで、2%程度を基準にした賃上げ。②「最低限確保すべき賃金水準」ミニマム賃金水準に基づき、賃金水準の絶対値にこだわる。③定期昇給制度の確立。

続いて構成組織から、交通労連の金子康之総務部長、JR総連の熊谷茂組織・共闘部長、航空連合の鈴木龍舞副事務局長、全港連の松永英樹書記長が2019春季生活闘争を闘う決意を表明した。

集会宣言案が慶島護治事務局長より提案され、全体の拍手で採択された。

集会議長解任挨拶、田野辺耕一副議長の閉会挨拶、最後に住野議長の団結ファンパロで総決起集会を終えた。

速報 組織拡大

◎東京地方本部・上野支部・関東保全技術センター
 1・施設係 松吉祐典 29歳
 3月4日付



歌でアピールする参加者

する全国ネットワークの崔さんは、「移住者の権利や尊厳を保障するような政策は殆どなく、長年の課題は放置されたまま。日本は1980年代から都合の良い外国人の利用を続けてきたが、多様な民族、文化の共生こそ社会を強く豊かにする」と呼び掛けた。

ビルマ(ミャンマー)出身の仲間が多く集まっているAFP F S労働組合からは、ビルマ

の民族舞踊「ティンギンモノ」の歌が踊られた。

労使対等原則が担保された多民族・多文化共生社会を目指している全統一労働組合からは、外国人技能実習生の権利を確立しようとのアピールが行なわれた。

争議団アピールでは、JAL不当解雇撤回争議団、FACユニテッド闘争団が登壇し、解雇自由は許さないと訴えた。

その後も外国人労働者による歌や踊り、アピールなどが行なわれ、会場が一体となるなか、集会后は上野の街にサンバのリズムを流しながら、外国人労働者の働く権利を訴えてデモ行進が行なわれた。

厚生労働省によると、昨年10月現在の外国人労働者は146万人。49万人だった2008年から3倍に増えている。4月からは単純労働分野

にも受け入れを拡大する新制度が始まり、5年間で最大34万人が見込まれている。外国人労働者の労働環境の改善は、私たち日本人労働者の問題でもある。

JAL解雇争議の解決に向け集中した取り組みへの参加を

JAL不当解雇撤回国民共闘会議の第9回総会が2月26日に東京都文京区民センターにて開催された。

総会は、主催者を代表して共同代表の小田川義一全労連議長が挨拶を行った。

続いて、当該労組である日航乗員組合の今泉修一委員長、CCUの前田環執行委員長と上条卓夫弁護士からこの間の経過報告が行われた。津恵正三事務局長から、運動の到達点と今後の方針に



羽田空港宣伝行動参加者

内田妙子団長が決意表明を行い、共同代表の中岡基明全労協事務局長の団結ファンパロで閉会した。

総会の方針を受け、2月28日に毎月1回の都内6駅頭一斉宣伝行動が、有楽町駅(中部)、錦糸町駅(東部)、高田馬場駅(西部)、品川駅(南部)、赤羽駅(北部)、立川駅(三多摩)で再開された。また、3月9日には羽田空港アピール行動が羽田空港第1ターミナル1階バス乗り場にて取り組み、原告団37名、支援者150名が参加した。

引き続き解雇争議の解決に向け、6月の株主総会まで集中した取り組みが展開されるので、取り組みへの積極的な参加をお願いします。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW! 生きるためのがん保険 Days1

アフラックはがん保険契約件数 **No.1**

◆NEW! 女性特約のがんにも手厚い

◆NEW! あなたの保険を最新化

すでにアフラックのがん保険にご契約の皆様

●契約年齢:0歳~満85歳まで

▽...上皮内新生物は保障の対象外

プランに組み込まれた特約

診断	それぞれ1回限り がん 50万円 上皮内新生物 5万円	手術	1回につき 20万円	がん先進医療	がん先進医療給付金1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額 がん先進医療一時金1回につき 15万円
特定診断	1回限り がん 50万円	放射線	1回につき 20万円	複数回診断	1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円
入院	1日につき 10,000円	抗がん剤・ホルモン剤	治療を受けた月ごと 10万円 (給付倍率2倍) 乳がん・前立腺がんのホルモン剤治療のとき 5万円 (給付倍率1倍)	特定保険料払込免除	1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円 免除事由に該当後の保険料はいただきません。
通院	1日につき 10,000円				

アフラックは「生きる」を創る。

アフラック 東京第二法人営業部
 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F
 TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

アベニール株式会社
 〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
 TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822